

## 神戸市立海外移住と文化の交流センター指定管理者公募

## 質疑応答書

質問内容	回答
<p>指定公金事務取扱者とは申出書のみ（研修受講や試験不要）で任ぜられるものでしょうか。</p> <p>また、資格取得（認定）までに要する期間は平均的にどの程度（何日程度）でしょうか</p> <p>また、免ぜられる（免ずる）場合の手続きはありますでしょうか？</p> <p>また、本資格は移住センター現地で現金出納を行う者のみならず、本社オフィスで銀行等関係業務に携わる者も取得する必要がありますでしょうか？</p>	<p>指定公金事務取扱者の指定を受けるには、申出書の提出のみで、別途研修等を受講して頂く必要はありません。申出者は、財産的基礎を有するか等、一定の要件を満たす必要がありますが、申請時にご提出いただいた資料をもとに、指定期間の開始までに本市にて認定を行います。</p> <p>また、免ずる場合の手続きについては、当課から指定取消に関する通知を発出することになります。</p> <p>なお、指定公金事務取扱の認定については、現地で従事する者以外のために別途手続きをして頂く必要はありません。</p>
<p>警報設備の監視、操作等に従事する者の資格として（防災設備技能講習受講者）の選任とありますが、建物が5階建て（地下なし、スプリンクラー設備なし）の延床3,700㎡で総合操作盤が無い建物で選任の必要性があるのでしょうか？</p> <p>また選任を必要とする場合講習受講者を指定管理受託までに終了させる状態にすればよろしいでしょうか？</p>	<p>当該建物には自動火災報知設備の受信機及び放送設備があるため、神戸市火災予防条例第50条4の6に記載のとおり、資格が必要です。指定管理業務を受託するまでに受講するようにお願い致します。</p> <p>（参考：神戸市火災予防条例第50条4の6）</p> <p>令別表第1に掲げる防火対象物の関係者は、当該防火対象物に設置された自動火災報知設備の受信機の監視若しくは操作又は放送設備の操作部の操作に従事させる場合には、令第3条第1項第1号に該当する者又は前条に定める講習を受けた者に当該行為を行わせなければならない。</p>